

セーフティネット保証5号の認定基準(早見表)

	様式	区分	
国の指定する不況業種に属する事業を行い、最近3か月の売上高または販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高)が前年同期と比較して5%以上減少していること。			
通常の認定基準	イー1	○営んでいる業種が全て「指定業種」の場合 ※業種が1つでも複数でも可	企業全体の最近3か月の売上高が前年同期比で5%以上減少していること
	イー2	○主たる業種が「指定業種」の場合	以下の要件をいずれも満たすこと。 ○主たる業種の最近3か月の売上高等が、前年同期比で5%以上減少していること。 ○企業全体の最近3か月の売上高等が、前年同期比で5%以上減少していること。
	イー3	○1つ以上、「指定業種」を営んでいる場合	以下の要件をいずれも満たすこと。 ○指定業種の最近3か月の売上高等が、前年同期比で減少していること。 ○企業全体の最近3か月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高等の減少額等の割合が5%以上であること。 ○企業全体の最近3か月の売上高等が、前年同期比で5%以上減少していること。
弾力的な認定基準	イー4	○営んでいる業種が全て「指定業種」の場合 ※業種が1つでも複数でも可	企業全体の最近1か月の売上高等が、前年同期比で5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が、前年同期比で5%以上減少することが見込まれること。
	イー5	○主たる業種が「指定業種」の場合	○主たる業種の最近1か月の売上高等が、前年同期比で5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が、前年同期比で5%以上減少することが見込まれること。 ○企業全体の最近1か月の売上高等が、前年同期比で5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が、前年同期比で5%以上減少することが見込まれること。
	イー6	○1つ以上、「指定業種」を営んでいる場合	○指定業種の最近1か月の売上高等が、前年同期比で減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が、前年同期比で減少していること。 ○企業全体の最近1か月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高等の減少額等の割合が5%以上であること。かつ、その後2か月間を含む3か月間の前年同期の売上高等に対する指定業種の売上高等の減少額等の割合が5%以上であること。 ○企業全体の最近1か月の売上高等が、前年同期比で5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が、前年同期比で5%以上減少することが見込まれること。
創業者等運用緩和の認定基準	イー7	○営んでいる業種が全て「指定業種」の場合 ※業種が1つでも複数でも可	直近1か月の売上高等と直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等を比較し、5%以上減少していること。
	イー8		直近1か月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較し、5%以上減少しており、かつ、直近1か月とその後2か月間(見込み)を含む3か月間の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較し、5%以上減少していること
	イー9		直近1か月の売上高等と令和元年10月から12月の平均売上高等を比較し、5%以上減少しており、かつ、直近1か月とその後2か月間(見込み)を含む3か月間の売上高等と令和元年10月から12月の売上高等の3か月間を比較し、5%以上減少していること
	イー10	○主たる業種が「指定業種」の場合	直近1か月の売上高等と直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等を比較し、5%以上減少していること。
	イー11		直近1か月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較し、5%以上減少しており、かつ、直近1か月とその後2か月間(見込み)を含む3か月間の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較し、5%以上減少していること
	イー12		直近1か月の売上高等と令和元年10月から12月の平均売上高等を比較し、5%以上減少しており、かつ、直近1か月とその後2か月間(見込み)を含む3か月間の売上高等と令和元年10月から12月の売上高等の3か月間を比較し、5%以上減少していること
	イー13	○1つ以上、「指定業種」を営んでいる場合	直近1か月の売上高等と直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等を比較し、5%以上減少していること。
	イー14		直近1か月の売上高等と令和元年12月の売上高等を比較し、5%以上減少しており、かつ、直近1か月とその後2か月間(見込み)を含む3か月間の売上高等と令和元年12月の売上高等の3倍を比較し、5%以上減少していること
	イー15		直近1か月の売上高等と令和元年10月から12月の平均売上高等を比較し、5%以上減少しており、かつ、直近1か月とその後2か月間(見込み)を含む3か月間の売上高等と令和元年10月から12月の売上高等の3か月間を比較し、5%以上減少していること
国の指定する不況業種を営み、原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁することが困難であるため、最近3ヶ月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。			
認定基準	ロー1	○営んでいる業種が全て「指定業種」の場合 ※業種が1つでも複数でも可	1 原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること。 2 売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上占めていること。 3 最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。
	ロー2	○主たる業種が「指定業種」の場合	1 主たる業種及び企業全体それぞれについて、原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること。 2 主たる業種及び企業全体それぞれについて、売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上占めていること。 3 主たる業種及び企業全体それぞれについて、最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。
	ロー3	○1つ以上、「指定業種」を営んでいる場合	1 指定業種に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇していること。 2 企業全体の売上原価のうち、指定業種に係る原油等の仕入価格が20%以上占めていること。 3 指定業種の最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、指定業種の前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。 4 企業全体の最近3か月の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合が、企業全体の前年同期の売上高に占める指定業種の原油等の仕入価格の割合を上回っていること。